交通連携推進事業
交通安全施設等整備事業
交通事故重点対策事業
北海道道路更新防災等対策事業
北海道道路維持
北海道道路除雪
北海道交通安全施設等整備事業
沖縄道路更新防災等対策事業
地域連携推進事業
地域連携推進事業費補助
北海道地域連携推進事業
沖縄地域連携推進事業
交通円滑化事業
交通円滑化事業費補助
沖縄交通円滑化事業
廃棄物処理施設整備事業費補助
港湾改修事業
沖縄港湾改修事業
空港整備
北海道空港整備
離島空港整備事業費補助
沖縄空港整備
航空路整備
現場事務所等営繕

港湾勘定
空港整備勘定
業務勘定

3　繰越経費
財政法第34条の2第1項の規定により平成21年度において指定された経費で、平成22年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。

○農林水産省告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町清子字丸山九三七、字古谷戸三四八七、字向林四七五四、四七五五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古谷戸三四八七・字向林四七五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字丸山九三七、字向林四七五五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市円野町下円井字宇波円井二一七六の三から二一七六の五まで、二一七九、二一八〇、字池田二五八三の二から二五八三の四まで、二五八四の三、二五八四の四、円野町上円井字大日向三四五九の一、三四五九の二、三四六〇の四、三四六一の一、三四六三の四、三四六四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宇波円井二一七六の三・二一七六の五・二一七九・二一八〇・字池田二五八三の二・二五八四の三・二五八四の四・字大日向三四五九の一・三四五九の二・三四六〇の一・三四六〇の四・三四六二の一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字宇波円井二一七六の四、字池田二五八三の三、二五八三の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県北杜市須玉町小尾字霧山九七三の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県南アルプス市下市之瀬字大日向一六九九、一七〇〇、上市之瀬字大日向一七三四、一七三四内一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下市之瀬字大日向一七〇〇、上市之瀬字大日向一七三四（次の図に示す部分に限る。）、一七三四内一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年三月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　山梨県甲府市梯町字平松一〇一六、一〇一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備